

平成31年度 事業計画書

自：平成31年4月1日

至：平成32年3月31日（2020年3月31日）

【基本方針】

「食品微生物検査技士」資格認定制度、フードサイエンス研修会、基礎微生物学研修コース等を重点事業として引き続き推進し、食品事故の未然防止とその知識技能を普及啓発することで安全な食品製造が出来る人材育成に努める。

また、ごはん食の普及啓発（米の消費拡大）や国産野菜の消費拡大等の事業については、引き続き積極的に推進する。

今期の重点施策として、先ず、平成31年4月から導入される新たな外国人材受入れ制度（特定技能制度）の実施に関し、これまでの技能実習制度と合わせて組織化された技能評価実施機関である（一社）外国人食品産業技能評価機構の理事団体として、新制度及び新組織の円滑な実施、会員への適切な情報提供に努めることとする。また、食品微生物検査技士制度の定着及び新規受講者の拡大に努めるほか、会員の購入原料米の安定供給に向け、米産地とのマッチングに係る情報の提供等、他団体との連携を引き続き進めることとする。

1. 公益事業

（1）食品微生物検査技士資格認定事業の運営

平成30年に食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理が制度化されることにより、食品製造業界において、安全で安心できる食品の製造取扱いを実施できる人材育成は極めて重要であるため、引き続き事業の定着・推進に努める。また、食品微生物検査技士の新規受講者の拡大のため大学等へ働きかけ、外部機関が行うイベントでの情報発信等を引き続き行うとともに、引き続き当協会のホームページを活用し、宿題問題、実技研修、認定試験等の申請等の手続きに係る受講生の負担を軽減するように努める。

（2）基礎微生物学研修コースの実施

フードサプライチェーンの食品安全のためのマネジメントシステムであるISO22000に関し、一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）から承認されている「基礎微生物学研修コース」を「ISO22000の審査員（補）の登録条件の一つとなる基礎微生物学講習コース」として引き続き効率的に実施する。

（3）HACCP手法支援法指定認定機関としての認定審査

HACCP手法支援法指定認定機関として、中小食品事業会社の設備投資申請案件等について、高度化計画及び高度化基盤整備計画に基づく審査を実施する。また、安心・安全な食品を製造するための体制と施設の整備の充実に貢献する。

(4) フードサイエンス研修会の実施

食品製造を取り巻く衛生管理、食品表示等の諸課題や国の制度変更等に伴う対応等について、会員の要望を踏まえ、各テーマの専門家等を招聘し、継続的に開催する。

(5) 調査研究・情報収集及び発信

- 1) 外部機関が開催するアイフィア・ジャパン等の食品衛生・食の安全等に関連するイベントに参加し情報収集を行うとともに、食品微生物検査技士制度など本協会が行う事業についての情報発信を行う。
- 2) 本協会の事業目的に資するため、その他の調査・研究を行う。

2. 収益事業その他

(1) ごはん食の普及啓発(米の消費拡大)

- 1) 当協会の「ごはん食啓発・普及シンボルマーク」をクリアーホルダーに印刷し、機関誌の配布等に使用しPRする。
- 2) 機関誌NBK NEWSを年4回発刊し、お米の話題コーナーにおいて、全国米穀販売事業共済協同組合、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構及び大阪堂島商品取引所の協力を得て、継続的な情報提供を会員に行う。

(2) 調査研究・情報収集及び発信

- 1) ごはん食の啓発・普及事業に関する情報収集。
- 2) 国産野菜消費拡大事業について独立行政法人農畜産業振興機構等と協力し情報収集を図る。
- 3) 食品衛生法改正の施行状況、食品表示基準の見直し等について、引き続き情報収集を行い会員への情報提供に努める。
- 4) 本年10月1日からの消費税率の引上げに関し、会員に対する軽減税率制度の周知などの取組みを適切に行う。

(3) 環境対策事業

食品リサイクル対策、容器包装リサイクル対策及び省エネ対策等について、関係団体とも連絡を密にし、情報収集及び発信に努める。

3. 行政、各種団体との連携等

(1) 行政からの情報収集等

内閣府、農林水産省、厚生労働省、環境省、消費者庁等からの情報収集等に努める。

(2) 関連団体等との連携等

- 1) 一般財団法人食品産業センターの会員として企業・団体連絡協議会（各省庁の説明会等）に参加し、情報収集に努める。
- 2) 全国農業再生推進機構（全国組織）の会員として、米マッチングイベント等の情報収集を行う。
- 3) その他、関係団体のイベント事業等に参加する。